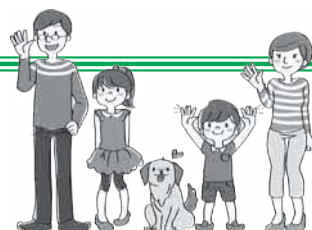




あなたの飼っている愛犬は登録していますか？



犬を飼育した場合、狂犬病予防法により犬の登録と狂犬病予防注射が義務づけられています。犬の登録をしないと、どこで、どのような犬を飼っているか把握できず、もし役場等で逃げだした犬を保護しても対応ができません。

また、狂犬病については海外で感染し日本で発病後、死亡した例を除き発生例はありませんが、世界のほとんどの国で常時発生し、年間約4万人の死亡者が出ているのが現実です。

狂犬病は犬以外の媒体からも感染することがあり、色々な動物が輸入されている日本でも発生する可能性があります。

しかし、国内の犬の80%以上が予防接種を受けていれば、たとえ狂犬病にかかった動物が日本に侵入しても伝染を阻止することができますので、畜犬を飼った場合は必ず登録及び狂犬病予防接種をしてください。

小型犬を室内で飼育する飼い主が最近非常に増えておりますが、室内で飼う場合も同様で、登録と狂犬病予防注射は必ずしなければいけません。

【お問い合わせ先】 町民課生活環境係 (☎2-2453)



● 令和6年4月 ●

保育所・認定こども園(保育所部分)入所申込受付のお知らせ

令和6年4月から、保育所(さかえ保育所・いすみ保育園)・認定こども園(マリア幼稚園保育所部分)に入所を希望する児童の受付を次のとおり行っております。

また、マリア幼稚園の幼稚園部分への申込みは、従来どおりマリア幼稚園に直接申込みしてください。

《申込用紙の配付》

各施設及び保健福祉課で配付しております。

《受付期間》

12月1日(金)～12月29日(金)

※期日厳守(期日を過ぎた場合は、優先順位が後になる場合があります。)

《提出書類》

- ①教育・保育給付認定申請書(兼入所申込書)
- ②個人番号(マイナンバー)が確認できる書類の写し
- ③就労証明書
- ④場合により、求職中であることを証明するものや診断書など保育の必要性を確認できる書類
- ⑤保育料納付に係る保証書(さかえ保育所及びいすみ保育園のみ)
- ⑥その他各施設で必要とする書類

《保育所・認定こども園(保育所部分)へ入所できる基準》

町内に在住する0歳から5歳までの乳幼児(小学校入学前の子ども)で、保護者(父母等)が次のいずれかの理由により家庭で保育できない場合に入所できます。

- ①居宅外・居宅内で就労している。
- ②妊娠中又は出産前後である。(産前8週/産後8週)
- ③疾病又は障がいがある。
- ④同居又は長期入院等している親族を介護・看護している。
- ⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。
- ⑥求職活動をしている。
- ⑦その他、保育ができないと認められるとき。



【お問い合わせ先】 保健福祉課子ども子育て支援係 (☎2-2454)

有限会社石垣自動車商会

私たちと一緒に働きませんか？

整備士・検査員・受付・営業・事務職
自動車整備士国家資格保持者優遇

給与委細面談・パート勤務可能・UターンIターン歓迎
福利厚生充実・共済保険・退職金・入社祝金制度有

※未経験・無資格者でも教育育成・資格取得支援します

急募!!



長万部町字大浜 72

(有料広告)

電話：2-2351 (担当：石垣)

